

一 般 質 問 通 告

(令和7年つくば市議会定例会令和8年2月定例会議)

実施日	質問順位	氏 名
3/2 (月)	1	25番議員 木村修寿
	2	5番議員 樋口裕大
	3	9番議員 篠内幸代
	4	22番議員 小久保貴史
	5	13番議員 川久保皆実
	6	8番議員 青木真矢
	7	6番議員 伊藤文弥
3/3 (火)	8	17番議員 山中真弓
	9	28番議員 塩田尚
	10	7番議員 梅沢尊信
	11	4番議員 市原琢己
	12	12番議員 小村政文
	13	1番議員 川田青星
	14	2番議員 榊原アリーゼ
3/4 (水)	15	27番議員 飯岡宏之
	16	14番議員 川村直子
	17	18番議員 小森谷さやか
	18	11番議員 酒井泉



一般質問発言通告書

令和 8 年 2 月 4 日
午前 8 時 30 分 受付
(通告書 2 枚) No. 1

下記の事項について、質問したいので通告します。

令和 8 年 2 月 4 日

つくば市議会議長 様

つくば市議会議員 木村修寿

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
1 防犯カメラ設置 事業補助金につい て	犯罪に対する抑止力の向上を図るために行 っている事業に関し、以下お伺いいたします。 (1) 現在取り組んでいる事業の概要 (2) 課題等について	市長 担当部長
2 再犯防止推進計 画について	罪を犯した方の円滑な社会復帰の促進を目的として、再犯の防止等の推進に関する法律が平成 28 年 12 月に公布・施行され、国においては同法に基づき、平成 29 年 12 月 15 日に再犯防止推進計画が閣議決定されました。 地方公共団体においても、国の計画を勘案し、地方再犯防止推進計画を定める努力義務が規定されており、茨城県においては、令和 3 年 3 月に茨城県再犯防止推進計画を策定しております。 令和 3 年 12 月定例会の一般質問で計画策定について質問し、進捗を確認してきましたが、再犯防止推進計画の策定が現在どのような状況なのかお伺いいたします。	市長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第 61 条編注 4 のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いいたします。

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
3 幼稚園について	幼稚園の運営状況について、以下お伺いいたします。 (1) 定員に対する園児数 (2) 1日の保育内容について (3) 課題等について	市長 教育長 教育局長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。



一般質問発言通告書

令和 8 年 2 月 〆 日
午前 8 時 30 分 受 付
(通告書 7 枚) No. 1

下記の事項について、質問したいので通告します。

令和 8 年 2 月 〆 日
つくば市議会議長 様

つくば市議会議員 樋口 裕大

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
1 妊産婦に関する制度について	妊娠・出産期は身体的・精神的・経済的負担が最も大きい時期であり、つくば市でも妊産婦医療福祉費支給制度(以下「妊産婦マル福」という。)、妊婦支援給付金、妊産婦タクシー利用費助成及び包括相談支援など複数の制度を設けている。 しかし、市民からは「制度が分かりにくい」「申請が煩雑」「本当に困っている人に届いているのか分からない」「タクシー助成や妊産婦マル福の存在を知らなかった」「産後ケア事故の件も含め、妊産婦支援が“制度はあるが実態が見えない”」との声が多く寄せられている。 制度の「有無」ではなく、制度が実際に機能しているのかという観点から以下質問する。 (1) 妊産婦マル福の直近3年間の対象者数と実際の利用者数について (2) 妊婦支援給付金及び妊産婦タクシー利用費助成について、直近3年間の対象者数と実際の利用者数をそれぞれ示されたい。あわせて、対象者のうち未利用者がどの程度いるのか伺う。	市長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いいたします。

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
2 带状疱疹ワクチンの助成について	(3) これらの制度は妊娠届出時の面談で説明しているとのことだが、妊娠初期の面談時1回の説明の他、実際に制度が必要となるタイミングで、市側から再周知や利用勧奨を行っているか。 (4) 妊産婦マル福について、現在は所得により利用の可否が決められているが、所得制限はいくらか。また所得制限により対象外となっている妊産婦は直近3年間でどの程度いるのか。 带状疱疹は50歳以上の約3人に1人が発症すると言われ、強い神経痛や長期後遺症に悩まされる事例が多く報告されている。市として、带状疱疹及び带状疱疹後神経痛の深刻さについてどのように認識しているのかを含め以下質問する。 (1) 現在、発症予防効果が高い不活性化ワクチン（シングリックス）が普及し、重症化・後遺症予防に高い効果が示されているが、市は医学的有効性をどのように認識しているか。 (2) 県内外において带状疱疹ワクチンの助成制度を設ける自治体が急増している。市は他自治体の助成状況を把握しているか。把握している場合、どのような制度内容を確認しているか。	市長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いいたします。

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
3 学校プールについて	小中学校に設置されている屋外プールは、長年にわたり児童生徒の水泳授業に活用されてきたが、建設から相当年数が経過している施設も多く、老朽化が進行していることが懸念される。 そのような中、保護者の方々から、 「プールタイルの破損により怪我の危険がある」 「老朽化の影響で水位が低下し、常時注水が必要な状態になっている」 「プール底面の劣化により、靴を履いたまま入水している学校がある」といった声があった。 これらが事実であるならば、児童の安全確保のみならず、水道使用量の増加や学校間の教育環境格差にも関わる重大な課題であると考えます。 そこで、市として現状をどのように把握し、どのような安全管理及び施設管理を行っているのか確認するため、以下質問する。 (1) 市内小中学校の屋外プールについて、建設後の維持管理に関し、修繕や改修を行う目安となる期間や基準、長期的な修繕計画は定められているのか。また、定められている場合、その内容と現在の実施状況について伺う。 (2) タイルの破損があり、怪我の危険性があるとの声を保護者から聞き及んでいるが、現在の破損状況と安全確保の対応について伺う。 (3) 老朽化の影響により、プールの水を常時注水していないと水位が低下する事象があるとの声があるが、市としてそのような事象を把握しているか。また、該当する学校はあるか伺う。	市長 教育長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いいたします。

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
4 文書配布アプリについて	文書配布アプリは、学校と保護者間の連絡をスマートフォン上で行うことができる連絡アプリであり、従来の紙によるお便り配布や電話連絡をデジタル化するものである。各種お知らせ、アンケート、緊急連絡などを一元管理できることから、教職員の業務負担軽減と、保護者の利便性向上を同時に実現する手段として、全国の自治体・学校で導入が進んでいる。 一方で、実際に利用している保護者からは「お便り検索ができない」「操作性が悪い」「見たい情報にすぐ辿り着けない」といった、日常利用における不便さの声が寄せられている。 また、保護者の利用に応じて学校ごとに付与されるポイント制度があるが、その具体的な活用内容や実績が十分に周知されているとは言い難い。 こうした状況を踏まえ、利用者視点での改善の可能性、及びポイント制度の内容について、以下質問する。 (1) お便り機能の文字検索ができないことや、所定のお便りを読んでいて前のページへ戻ろうとするとお便り欄の最上部へ戻ってしまうことについて改修は可能なのか。 (2) 保護者の利用状況に応じて学校ごとに付与されるポイントについて ア ポイントはどのように貯まるのか。 イ これまで市内学校でどのようなものに活用されてきたのか。	市長 教育長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
5 職員の処分について	令和8年1月28日、つくば市教育局の職員が窃盗により懲戒処分（停職）を受けたことが公表された。しかも当該職員は2度にわたり窃盗行為を行い、2回目は刑事罰（罰金20万円）に至っている。 これは単なる個人の問題ではなく、教育行政を担う組織としての管理体制・服務規律・再発防止策が機能していたのかが問われる重大事案である。 また、本来「停職6月」相当とされる事案が、任期付き職員であることを理由に事実上軽減された形となっており、市民感覚とのかい離も懸念される。このことについて、以下質問する。 (1) 本件は、令和7年4月8日及び7月28日の2度にわたる窃盗行為とあるが、市がこの事実を把握したのはそれぞれいつか。 (2) 当該職員は任期の定めのある職員であり、任期の末日である3月31日までを停職期間としたことについて ア 停職期間中の給与の取扱いはどうなるのか。 イ 期末手当・勤勉手当・退職手当などの諸手当は支給対象となるのか。 ウ 当該職員は、自己都合による退職ではなく、任期満了という扱いになるのか。 エ 当該職員の来年度以降の再任用の可能性は、制度上残されているのか。	市長 教育長 担当部長

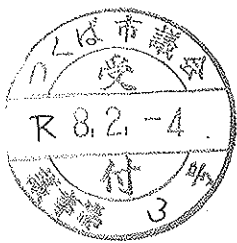
※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
6 産後ケア重大事故発生時におけるつくば市の報告・判断・管理体制について	先の議会において、産後ケア事業における重大事故について質疑を行った。あれから約1か月半が経過しており、前回の答弁では、市のマニュアルや国のガイドラインの存在、また他の委託施設への周知や現地確認を行った旨の説明があった。 しかし、それらがどのような基準で、どのような方法で、どのような確認が行われたのかについては、具体的な説明はなかった。 この1か月半の間に、市の委託事業に対する管理の在り方は、どのように具体化されたのか。 形式的な周知や確認にとどまっていないかを確認することは、極めて重要であると考えます。 今回は、産後ケア事業を例に、委託事業に対する市の管理・監督の実態について以下質問する。 (1) 国の通知では、事故の第一報は「原則当日、遅くとも翌日」とされている。 つくば市として、委託事業者から市への事故報告期限は、マニュアル等に明文化されているか。 (2) 重大事故と判断された場合、庁内でどのような情報共有ルートを通り、誰まで報告が上がる仕組みになっているか。 (3) 国・県へ行う「第一報」「第二報」について、事故報告書をメール、電話にて行っていると回答があったが、つくば市として文書記録を残す運用になっているか。	市長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
7 市長の海外視察について	つくば市は、これまでも国際都市として、海外との連携や先進事例の調査を目的に、市長による海外視察を実施してきた。 海外視察そのものは、先進的な取組を学び、市政にいかす重要な機会であると認識している。 一方で、市民からは、 「なぜ毎年海外なのか」 「その成果は市政にどういかされているのか」 「費用に見合う効果はあるのか」 といった声も寄せられている。 物価高騰、子育て支援及び学校施設の老朽化など、市民生活に直結する課題が山積する中で、海外視察の意義と成果を可視化し、市民に説明することは行政の重要な責務である。 また、今回、2月1日から8日までの市長の海外視察について、議会に対する事前報告はなかった。市ホームページには1月9日に掲載があったが、1月17日の緊急会議では報告がなされなかった。 そこで、以下質問する。 (1) 今回の海外視察について、議会に対する事前報告が行われなかった理由を問う。 (2) 今回、長期にわたり日本を離れたが、職務代理を設置しなかったと聞いた。職務代理を設置しなかった理由を問う。 (3) 令和7年定例会9月定例会議において、つくば市職員旅費条例が市から提出され、修正案で市長が外国旅行の際使用する航空賃は、最上級の直近下位の級の運賃区分までの利用となった。今回ビジネスクラスで渡航してみて、ファーストクラスの必要性を感じたか、市長の見解を問う。	市長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。



一般質問発言通告書

令和 8 年 2 月 4 日
午前 8 時 30 分 受付
(通告書 2 枚) No. 1

下記の事項について、質問したいので通告します。

令和 8 年 2 月 4 日
つくば市議会議長 様

つくば市議会議員 篠内 幸代

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
1 きょうだい児支援について	障害や病気のある子どもの兄弟姉妹、いわゆる「きょうだい児」は、保護者が障害や病気のある子どものケアに多くの時間と配慮を要する中で、孤独やつらさを抱えやすく、生涯にわたり様々な場面で悩みや葛藤を抱くことがあります。一方で、「きょうだい児」という言葉の認知度はまだ低く、支援の対象として見えにくい現状があります。きょうだい児への支援について、以下伺います。 (1) きょうだい児支援の現状と課題についての認識 (2) 障害者プランにきょうだい児支援を位置付ける考え (3) きょうだい児に関して保護者が相談できる窓口の現状	市長 教育長 担当部長
2 巡回相談について	発達が気になる子どもの増加に伴い、保育所や学校を支える巡回相談の役割はますます重要になっています。制度の仕組み、実施体制の現状を確認し、今後の充実に向けた市の考え方について、以下伺います。	市長 教育長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いいたします。

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
3 道路の異状発見時の市民の対応について	(1) 利用対象施設、利用申請の流れ及び利用状況の推移 (2) 巡回相談の内容、人員体制の現状及び課題 (3) 令和9年度開設予定の児童発達支援センターにおける巡回相談の位置づけ 道路の損傷や陥没、道路標示の消失など、道路の異状に関する市民からの声が多数寄せられています。道路異状発見時の市民の対応に関する市の取組について、以下伺います。 (1) 道路異状に関する道路管理課への市民通報の現状と課題 (2) 道路の破損等発見のためのパトロールの実施状況 (3) 道路破損通報システム（国土交通省道路緊急ダイヤル#9910、国土交通省LINE通報アプリ#9910）と市の連携状況	市長 担当部長
4 学校サポーターの活用推進について	令和7年2月定例会議において、学校サポーターの活用の現状について質問したところ、「学校サポーターへの依頼業務をリスト化し、優先順位を含め、その業務を明確にするなど、学校ごとに工夫し、効果的な方法は学校間で共有している」との答弁でした。 更なる事業の充実のため、「教員業務支援員協働の手引きを活用し、配置前の学校サポーターへの研修、教職員内での学校サポーターの業務の周知」について要望しました。学校サポーターの活用の現状について、以下伺います。 (1) 学校サポーターへの研修状況 (2) 学校サポーターの活用に関する学校間での共有方法	市長 教育担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。



一般質問発言通告書

令和 8 年 2 月 4 日
午前 8 時 30 分 受付
(通告書 1 枚) No. 1

下記の事項について、質問したいので通告します。

令和 8 年 2 月 4 日

つくば市議会議長 黒田 健祐 様

つくば市議会議員 小久保 貴史

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
1 農業政策について	つくば市でも農業者の高齢化や担い手不足、営農環境の変化などを背景に、農業振興地域においても遊休農地が増加していると感じています。 このことについて、以下伺います。 (1) 市内の農地状況について農業振興地域の農地区分である青地（農用地区域内農地）及び白地（農用地区域外農地）の面積 (2) 市内の遊休農地面積の推移状況	市長 教育長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第 61 条編注 4 のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。



一般質問発言通告書

令和8年2月4日
午前8時30分 受付
(通告書5枚)No. 1

下記の事項について、質問したいので通告します。

令和8年2月4日

つくば市議会議長 様

つくば市議会議員 川久保 皆実

質問事項	要 旨	答 弁 者
1 離婚前後の家庭の支援について	令和6年5月17日、民法等の一部を改正する法律(令和6年法律第33号。以下、「本件改正法」といいます。)が成立しました。 本件改正法は、養育費の履行確保や安全・安心な親子交流の実現に向けた見直し等を含むものであり、令和8年4月1日に施行されます。 養育費の履行確保に向けた見直しとしては、以下3点が挙げられます。 ● 養育費債権に優先権(先取特権)を付与(債務名義がなくても差押え可能に) ● 法定養育費制度を導入(父母の協議等による取決めがない場合にも、養育費請求が可能に) ● 執行手続の負担軽減策(ワンストップ化)や、収入情報の開示命令などの裁判手続の規律を整備 また、安全・安心な親子交流の実現に向けた見直しとしては、以下3点が挙げられます。 ● 審判・調停前等の親子交流の試行的実施に関する規律を整備 ● 婚姻中別居の場面における親子交流に関する規律を整備	市長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いいたします。

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
2 不登校児童生徒の成績評価について	● 父母以外の親族(祖父母等)と子との交流に関する規律を整備 そして、これらの点に関して、こども家庭庁の令和8年度予算案には、以下の取組を地方公共団体が実施する場合に国がその費用の2分の1を補助するための予算が含まれています。 ① 養育費受取に係る民事執行手続の申立てに係る費用支援 ② 養育費の受取に係る弁護士費用の支援 ③ 親子交流支援(支援計画を作成し、親子交流当日のこどもの引取り、相手方への引渡し、交流の場に付き添うなどの援助を実施) 本件改正法の施行を見据え、上記①～③の取組を実施する意義についての市の見解を伺います。 不登校児童生徒の成績評価に関して、文部科学省は令和6年8月29日付けで通知「不登校児童生徒が欠席中に行った学習の成果に係る成績評価について」(以下、「本件通知」といいます。)を发出了しました。 本件通知では、「不登校児童生徒の中には、教育支援センター等の公的機関やフリースクール等の民間施設等の学校外の機関(以下、「学校外の機関」という。)や自宅等において懸命に学習を続けている者もあり、このような児童生徒の努力を学校として積極的に評価していくことが重要です。」と明示するとともに、不登校児童生徒が欠席中に行った学習の成果を成績に反映する際に満たすべき要件(以下、単に「要件」といいます。)と	市長 教育長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いいたします。

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
	して以下3点を挙げています。 ① 小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程、特別支援学校小学部・中学部(以下、「学校」という。)は成績評価を行うに当たり、不登校児童生徒の学習の計画・内容が不登校児童生徒の在籍する学校の教育課程に照らし適切と認められるか確認を行う必要があること。 ② 学校外の機関や自宅等では、保護者、教育支援センター等の公的機関や民間団体等の職員(以下、「保護者等」という。)が不登校児童生徒の学習状況等の把握や相談・指導を行う役割を担う場合もあることから、学校と保護者等の間に十分な連携協力体制が保たれるとともに、学校が保護者等を通じて当該児童生徒の学習活動の状況等について、定期的・継続的に把握する必要があること。 ③ 学校として不登校児童生徒を支援していくにあたっては、保護者等を通じて当該児童生徒の学習活動の状況等を把握するのみならず、学校が、不登校児童生徒本人と直接関わりを継続することが重要であること。そのため、学校は訪問による対面指導やICTを活用したオンラインでの相談・指導等を通じて、不登校児童生徒本人の学習活動の状況等について、定期的・継続的に把握するとともに、不登校児童生徒との間に適切な関わりを維持できるよう努める必要があること。その際、学校が当該児童生徒の学習活動の状況等について把握することは、学習支援や進路指導を行う上で重要であること。 以上を踏まえ、次の点を伺います。 (1) 本件通知の内容について、教員及び保護	

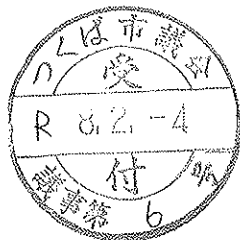
※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いいたします。

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
3 図書館の整備及びサービスの充実について	者に対してどのような周知を行っているか (2) 要件①のうち「不登校児童生徒の学習の計画・内容が不登校児童生徒の在籍する学校の教育課程に照らし適切と認められるか」の「確認」はどのような方法で行っているか (3) 要件②のうち「学校と保護者等の間に十分な連携協力体制が保たれ」ているかはどのような基準で判断しているか (4) 要件②のうち「定期的・継続的」であるかはどのような基準で判断しているか (5) 要件②のうち「児童生徒の学習活動の状況等について」の「把握」はどのような方法で行っているか (6) 要件③のうち「定期的・継続的」であるかはどのような基準で判断しているか (7) 要件①～③を全て満たす場合において、具体的にどのような学習成果を成績に反映することが可能か 『市長公約事業のロードマップ2024-2028』には、公約の一つとして「複合機能を持つ新たな図書館の整備検討」が掲げられており、ロードマップ記載の実施内容の計画どおり、令和7年8月23日から同年12月31日までの間、「新たな図書館の整備検討に関するアンケート調査」(以下、「本件アンケート」といいます。)が実施されました。 以上を踏まえ、新たな図書館の整備について、次の点を伺います。 (1) 本件アンケートにおける質問項目の一つである「新たな図書館に最もあってほしいと思うもの」についての回答結果 (2) 新たな図書館の整備検討に当たり、本件ア	市長 教育長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いいたします。

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
4 自動運転バスについて	アンケートの回答結果を今後どのように反映させる予定か (3) 新たな図書館の建設場所の確定予定時期 (4) 新たな図書館の完成予定時期 つくば市は、令和9年度のレベル4自動運転バスの実現を目指し、令和7年11月21日から令和8年1月23日までの間、関東鉄道バス路線である「筑波大学循環」において、レベル2での自動運転バスの実証走行(以下、「本件実証走行」といいます。)を実施しました。 そこで、自動運転バスについて次の点を伺います。 (1) 本件実証走行において、運転手による手動介入が発生した回数(総数及び1便当たりの平均発生回数) (2) 主な手動介入の発生箇所 (3) 主な手動介入の発生要因 (4) 上記(3)の要因について、令和9年度のレベル4自動運転バスの実現に向けて、どのような対策を講ずる予定か	市長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いいたします。



一般質問発言通告書

令和 8 年 2 月 4 日
午前 8 時 33 分 受付
(通告書 2 枚) No. 1

下記の事項について、質問したいので通告します。

令和 8 年 2 月 4 日

つくば市議会議長 様

つくば市議会議員

青木 真矢

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
1 農業の担い手確保について	農業を取り巻く環境は、鳥獣被害の深刻化や遊休農地の拡大、さらには農業に根差した地域社会文化の衰退など、多岐にわたる課題が重層的に存在しています。こうした多様な問題の根幹にあるのは「農業の担い手不足」です。つくば市の豊かな農業を次世代へ継承し、持続可能なものとするためには、今後新たに就農する人材を確保することはもとより、広く市民に農業への関心を持ってもらい、潜在的な担い手を発掘・育成していく取組が不可欠であると考えます。 そこで、農業の担い手確保に関して以下を伺います。 (1) 農業に興味を持ってもらえるような、一般市民が農業に触れられる機会はあるか (2) 新規就農を見据えて参加できる勉強会や交流会などの場はどのようなものを提供しているか (3) 市民へ広く農業や地産地消について情報発信をしている「Farm to Table つくば」のサイトリニューアルの詳細	市長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
2 つくば市周辺市街地チャレンジショップについて	つくば市は、先進的な都市機能が集積するTX沿線地区と、歴史や豊かな自然、生活文化を有する周辺市街地という、異なる特色を持つ地域を内包する多様性に富んだ都市です。この二つの地域特性が有機的に交わり、交流が促進されることこそが、新たなイノベーションの創出や地域振興の土壌となります。その意味において、つくば市が実施している「つくば市周辺市街地チャレンジショップ事業」は、地域間の交流と新たな人の流れを生み出す極めてユニークかつ重要な取組です。さらに、自ら事業を開始したい人が周辺市街地で出店する機会を設けることによる、事業の応援・支援の側面も持っています。今後は、周辺市街地とTX沿線地域をより強固に結びつける施策として、実効性を高めていくことが求められると考えています。 そこで、つくば市周辺市街地チャレンジショップに関して以下を伺います。 (1) つくば市周辺市街地チャレンジショップ事業の概要 (2) 2025年度の実績（出店者、出店者の事業内容、出店者への支援内容） (3) 累計出店者数及びチャレンジショップでの出店後の市内での開業者数	市長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。



一般質問発言通告書

令和 8 年 2 月 4 日
午前 8 時 40 分 受付
(通告書 2 枚) No. 1

下記の事項について、質問したいので通告します。

令和8年2月4日

つくば市議会議員 様

つくば市議会議員 伊藤文弥

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
1 児童発達支援センターについて	令和9年度に開設予定の児童発達支援センターは、地域における障害児支援の中核的な役割を担う重要な施設である。 つくば市が整備を進める児童発達支援センターは、発達が気になる段階から早期に専門職が関わり問題の深刻化を防ぐこと、保育所等への訪問支援による予防的な支援、小学校への切れ目のない引継ぎなど、現状の体制では対応が難しい様々な課題の解決につながるものと考ええる。また、より専門的なサポートを早期に届けられること、民間では対応が難しいケースも含めて受け入れる場を目指すことは、非常に意義があると考ええる。 保育の現場では、発達が気になる子どもたちが増えている中、専門的な助言を受ける機会が限られていること、早期に療育につなげることが難しいこと、小学校への引継ぎに課題があることなど、支援体制の充実が求められている。	市長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いいたします。

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
	児童発達支援センターの開設により、障害のある子どもたちとその家族への支援が大きく前進することを期待し、以下伺う。 (1) 児童発達支援事業の現状について ア 児童発達支援事業と児童発達支援センターの違い イ 5年前と現在の市内における児童発達支援事業所数と利用児童数の比較 ウ 現在、福祉支援センターで実施している児童発達支援事業の特徴と利用状況 (2) 新たな児童発達支援センターについて ア 民間の児童発達支援センターと市立の児童発達支援センターの役割分担 イ 現在の福祉支援センターでの療育と比較して、プログラムや利用形態はどのように変わるのか ウ どのような障害のある児童を受け入れる予定か エ 保育所・学校等との連携体制 (3) 相談支援について ア 現在の発達に関する相談の状況と相談件数 イ 児童発達支援センターにおける相談支援の体制 (4) 施設整備について ア 福祉避難所としての機能 イ 医療的ケア児に対応した設備	

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。



一般質問発言通告書

令和 8 年 2 月 4 日
午前 10 時 1 分 受 付
(通告書 2 枚) No. 1

下記の事項について、質問したいので通告します。

令和 7 年 2 月 4 日

つくば市議会議員 様

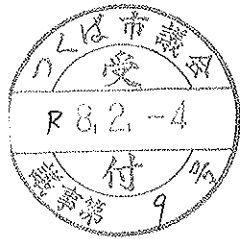
つくば市議会議員 山中 真弓

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
1 公共施設の再編計画について	(1) 市内小中学校の長寿命化計画及び建て替え計画の方針について (2) 交流センター、市民ホール、総合体育館の長寿命化及び建て替え計画の方針について	市長 教育長 担当部長
2 未就学児のいる親子、中高生、高齢者の居場所について	市内には、駅前を含めて自由に使えるフリースペースがほとんどない。児童館についても、未就学児を持つ保護者からは「古くて暗い」「おもちゃも古く、利用しにくい」といった声が寄せられている。さらに、児童館が設置されていないTX沿線地域などでは、未就学児が気軽に立ち寄れる場所がない。 中高生の居場所や学習スペースも不足している。図書館の閲覧席は限られており、コリドイオのフリースペースも常に満席に近い状況である。 コミュニティ棟では、予約の入っていない時間帯に会議室をフリースペースとして開放している。こうした取組が市内全域に広がっているわけではなく、需要に十分応えられていない。 そこで、以下について伺う。 (1) 児童館のリニューアル状況及び、おもちゃや備品等の更新の頻度と過去3年間の購入費の推移 (2) TX沿線地域の児童クラブ室を昼間の空いている時間帯に未就学児用に開放する考え (3) 交流センターやかとりだい及びかつらぎ交流館で、予約が入っていない会議室をフリースペースとして開放する考え	市長 教育長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
3 国民健康保険税について	(1) 令和5年度から令和7年度の国民健康保険税の収納率 (2) 令和7年度につくば市国民健康保険運営協議会での議論の内容	市長 担当部長
4 遠距離通学児童への対応	自転車で通学している児童への支援として、補助金以外に考えている具体的施策はあるか。	市長 教育長 担当部長
5 「旨がっぺTSUKUBA」の消費期限切れ食品について	つくばセンター広場には、つくばまちなかデザイン株式会社が管理している「旨がっぺTSUKUBA」冷凍自動販売機が設置してある。報道によると消費期限切れの食品を販売していたことで該当食品の販売を中止しているという。 この問題について、市はいつ報告を受けて、市としての対応や指導はどのように行ったのか、その経緯を伺う。	市長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いいたします。



一般質問発言通告書

令和 8 年 2 月 4 日
午前 10 時 54 分 受付
(通告書 1 枚) No. 1

下記の事項について、質問したいので通告します。

令和 8 年 2 月 4 日

つくば市議会議長 様

つくば市議会議員 塩田 尚

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
1 住宅政策について	物価高により、建築費の高騰が続いている。 さらに、つくば市では土地も値上がりを続け、若い世代が住宅を求めるのに大変な苦勞をしている。 この苦境を救うため、市としていかなる方策を講じているか伺う。	市長 副市長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。



一般質問発言通告書

令和 8 年 2 月 4 日
午前 11 時 34 分 受付
(通告書 2 枚) No. 1

下記の事項について、質問したいので通告します。

令和8年2月4日

つくば市議会議長 様

つくば市議会議員 梅沢 尊信

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
1 つくば市における電子回覧板の現状と今後の在り方について	近年、全国的に自治会や地域における情報伝達的手段として、紙の回覧板に代わる方法として、電子回覧板や回覧のデジタル化が進められております。本市においても、区会回覧のデジタル化については、現在、実証実験としての位置付けで取り組まれており、紙の回覧板と電子回覧を併用する、いわゆるハイブリッド方式が基本となっていると認識しております。 電子回覧版には、回覧に要する時間の短縮や、担い手の負担軽減、紙資源の削減といったメリットがある一方、高齢者やデジタル機器に不慣れな方にとっては、スマートフォンでの閲覧に際し、文字が小さく読みづらい、操作が分かりにくいと感じる場合もあると考えます。 また、区会加入率が市全体として必ずしも高くない中で、回覧板だけに依存した情報提供では、重要な情報が届かない可能性があることから、市ホームページ等による情報発信を基本とし、区会回覧を補完的に活用している現状についても理解しております。こうした状況を踏まえ、以下について伺います。 (1) 本市における電子回覧板又は区会回覧のデジタル化に関する現在の取組状況 (2) 実証実験の位置付け (3) 導入している区会の状況 (4) 市として把握しているメリット及び課題	市長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第 61 条編注 4 のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いいたします。

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
2 都市型大規模災害を想定した、つくば市の防災体制について	近年、首都直下地震などの大規模災害が強く懸念されています。研究学園都市として発展してきたつくば市においては、人口集積やマンション居住者の増加などを踏まえた都市型災害への備えが不可欠だと考えます。 そこで、大規模災害の想定を明確にするため、以下伺います。 (1) つくば市が想定する「大規模災害」とは、どの程度の被害や状況を指すのか (2) 首都直下地震などを想定した具体的な災害シナリオを設定し、それに基づく検討や訓練を進める考えはあるか	市長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第 61 条編注 4 のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。



一般質問発言通告書

令和 8 年 2 月 4 日
午後 3 時 45 分 受 付
(通告書 3 枚) No. 1

下記の事項について、質問したいので通告します。

令和 8 年 2 月 4 日

つくば市議会議員 様

つくば市議会議員 市原 琢己

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
1 市の介護認定業務について	(1) 新規申請及び更新申請について、直近 1 年間における申請から認定結果通知までに要している平均日数及び最大日数 (2) (1) についての近隣市町村や県内他自治体の現状 (3) 介護認定が遅れることへの医療機関及び介護サービスなどへの影響	市長 担当部長
2 市の医療体制について	令和 7 年 12 月から休日夜間小児デジタル急患センターの対象が全年齢に拡大されました。このことについて、以下伺います。 (1) 実績と評価について ア 令和 7 年 12 月から令和 8 年 1 月までの年代別（小児・成人・高齢者）のオンライン診療件数及び医療相談件数 イ 筑波メディカルセンター病院及び年末年始休日当番病院の救急外来受診件数及び救急搬送件数 ウ 対象者を全年齢に拡大したことについての問題点や課題点 (2) 感染症への有用性についての市の考え	市長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第 61 条編注 4 のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
3 就労継続支援 B 型について	令和 7 年12月定例会議の一般質問において、福祉部長は「つくば市内の就労継続支援 B 型事業所で過去に処分を受けた事例はない」と明確に答弁されました。しかし、その後の福祉保健委員会において、市内の B 型事業所において水増し請求が行われていた事実が判明しました。 このことについて、以下伺います。 (1) 市内の B 型事業所において、実際の通所実績と異なる水増し請求が行われていた事実の有無 (2) 水増し請求の事実について ア いつから続いているのか イ 市はいつどのように把握したか、具体的な時期と経緯 ウ 水増し請求という不正行為が存在していたにもかかわらず、「処分事例はない」と答弁したことは、市民及び議会に対して誤解を与える説明だったのではないかと考えるが、発言は適切であったと認識しているか エ 水増し請求をした事業所は把握及び公表しているのか。また、県や市などから指導等は行われているのか	市長 担当部長
4 高エネ研南側用地について	(1) 高エネ研南側用地の土地利用検討の経緯について (2) 土地売買契約前における市民説明会の実施の有無 (3) 開発事業者から周辺住民、周辺事業所及び土地所有者へはどのような説明を行ったのか (4) データセンターが周辺環境に与える影響	市長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注 4 のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
	(5) 防災拠点が20年後に消滅する可能性について (6) 現在の高圧電源や工業用水などを含めた整備状況	

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。



一般質問発言通告書

令和8年2月5日
午前8時30分受付
(通告書 1 枚) No. 1

下記の事項について、質問したいので通告します。

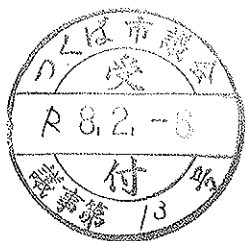
令和8年2月5日

つくば市議会議員 黒田 健祐 様

つくば市議会議員 小村 政文

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
1 スポーツライ ミング競技の推進 について	つくば市には、2024 パリオリンピックで4位に入賞した森秋彩選手やジャパンカップ優勝経験のある竹内亜衣選手、その他にも国体に参加される選手など、スポーツライミング業界を代表する選手たちが暮らしています。 こうした選手や関係者から話を聞くと、練習場所に困っているとのことでした。 地元の選手の練習風景を観ることで、新たな選手が生み出される可能性もあるため、つくば市の中心地にトップアスリートも練習ができる施設を整備してはどうかと考えます。 このことについて、市の考えを伺います。	市長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第 61 条編注 4 のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。



一般質問発言通告書

令和 8 年 2 月 6 日
午前 8 時 30 分 受付
(通告書 2 枚) No. 1

下記の事項について、質問したいので通告します。

令和 8 年 2 月 6 日

つくば市議会議員 様

つくば市議会議員 川田 青星

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
1 自転車のまちづくりについて	2010年の「自転車のまちつくば基本計画」策定以来、つくば市は「自転車のまち」として自転車の活用を進めてきた。地球温暖化対策や渋滞緩和など、今後も自転車の役割は増していくことが予想される。 自転車を活用した持続可能なまちづくりを推進するために、以下伺う。 (1) 自転車通行空間の整備状況 (2) 公共交通利用促進のためのバスと自転車の接続について (3) 観光政策における自転車の位置付け	市長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
2 子どもの権利を守るための取組について	2021年の厚生労働省の調査によると日本の17歳以下の貧困率は11.5%であり、健やかな成長に必要な生活環境や教育の機会が十分に確保されていない状況が伺える。子どもの貧困は次世代に連鎖する恐れがあり、社会全体で貧困の連鎖を断ち切る必要がある。 こども基本法においても、子どもが「心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組む」ことが定められており、国や地方自治体にはその責務がある。 子どもたちが希望を持って未来を思い描くことができるよう、つくば市の取組について以下伺う。 (1) つくばこどもの青い羽根基金事業の概要と現状 (2) 市で実施しているヤングケアラー支援の概要 (3) 要保護児童対策地域協議会の実施状況	市長 教育長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いいたします。



一般質問発言通告書

令和 8 年 2 月 6 日
午前 10 時 54 分 受付
(通告書 1 枚) No. 1

下記の事項について、質問したいので通告します。

令和 8 年 2 月 6 日

つくば市議会議員 様

つくば市議会議員 榊原 アリーゼ

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
1 市役所手続における所要時間の削減について	(1) 市民の来庁回数及び手続における所要時間について把握しているか。 (2) 来庁前提の手続が、市民の負担になっているとの認識はあるか。 (3) 市公式LINE等を活用し、来庁不要で手続及び相談を完結させる仕組みを検討しているか。 (4) 来庁不要で手続及び相談を完結させる仕組みを、特定の対象者に限定したモデル事業として試行する考えはあるか。	市長 担当部長
2 市内における自動車盗難被害への対応について	(1) 今年に入り市内で発生している自動車盗難被害について、市はどのように状況を把握しているか。 (2) 自動車盗難の摘発は警察の所管であるが、被害を未然に防ぐ観点から、市として果すことのできる役割をどのように考えているか。 (3) 防犯カメラの設置に加え、市民への注意喚起や情報共有、巡回体制など、自動車盗難の被害抑止に向けた取組を、今後どのように進めていく考えか伺う。	市長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。



一般質問発言通告書

令和 8 年 2 月 6 日
午後 1 時 50 分 受 付
(通告書 1 枚) No. 1

下記の事項について、質問したいので通告します。

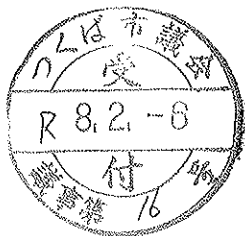
令和 8 年 2 月 6 日

つくば市議会議員 様

つくば市議会議員 飯岡 宏之

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
1 小規模特認校について	今年4月、栗原小学校は新たに「小規模特認校」としてスタートします。事前に開催された説明会には300名を超える保護者が参加し、大きな関心が寄せられました。当初は、1学年17名、全校で約100名規模の児童数を目標としていたと聞いています。しかし現時点では、実際の入学予定児童は全校で約30名にとどまり、このままでは複式学級の実施も避けられない状況です。 そこで、以下について伺います。 (1) 事前説明会に参加した人数と実際の入学者数の乖離に対する市の考え (2) 保護者が入学を見送った主な要因の分析について (3) 市の広報・情報提供の在り方について (4) 小規模特認校制度の課題及び今後の改善策について (5) 栗原小学校の将来像と地域への影響に対する市の考え	市 長 教 育 長 担 当 部 長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いいたします。



一般質問発言通告書

令和 8 年 2 月 6 日
午後 2 時 31 分 受付
(通告書 2 枚) No. 1

下記の事項について、質問したいので通告します。

令和 8 年 2 月 6 日

つくば市議会議員 様

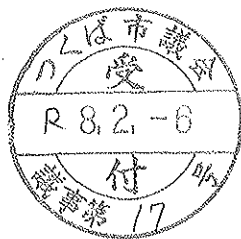
つくば市議会議員 川村 直子

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
1 つくば市の居住支援の今後について	住宅は、生活にとって最も不可欠な生活基盤である。住宅確保に配慮を要する方への居住支援のひとつとして、市では低廉な家賃で市営住宅を運営しているが、建物老朽化の課題があり、現在、「第2次つくば市市営住宅長寿命化計画」に基づき改修等が進められている。 さらに、必要数に対して市営住宅だけでは十分と言えない課題もある。 また、住宅確保に配慮を要する方の中には、住宅のバリアフリー化などのハード面の支援のみならず、生活困窮に陥った様々な要因に対する支援が必要な方も多く、福祉的な課題への対応も求められている。 そのような中、2025 年 4 月の「生活困窮者自立支援法」の改正及び 2025 年 10 月の「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(住宅セーフティネット法)」の改正により、各自治体で福祉施策担当課、住宅施策担当課及び居住支援法人等の連携による居住支援の強化が、より一層求められるようになってきている。 市では今後、居住支援についてどのように取り組んでいく考えか、以下伺う。	市長 副市長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いいたします。

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
	(1) 「第2次つくば市市営住宅長寿命化計画」に示されている改修及び建替えの進捗について ア 改修時のバリアフリー化の進捗 イ 吾妻住宅の建替え計画 (2) 法改正による本市の居住支援事業の変化について ア 生活困窮者自立支援制度による居住支援の状況 イ 住宅セーフティネット制度による居住支援の状況 (3) 地域における包括的な居住支援体制の構築のため、行政、福祉関係団体、居住支援法人、不動産事業者等が連携し合うプラットフォームとしての「居住支援協議会」の設置が必要と考えるが、市の考えは	

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。



一般質問発言通告書

令和 8 年 2 月 6 日
午後 2 時 30 分 受付
(通告書 3 枚) No. 1

下記の事項について、質問したいので通告します。

令和 8 年 2 月 6 日

つくば市議会議長 様

つくば市議会議員 小森谷 さやか

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
1 教育を巡る変化と子どもたちの意見反映について	今、教育を巡る環境が大きく変化しようとしています。文部科学省は学校現場の負担軽減（働き方改革）と探究的な学びの充実を目指し、小中学校の授業時間を見直し、学校の裁量を拡大する方向で検討を進めています。その代表的な例が、授業時数の柔軟化です。市の教育委員会や校長の裁量で授業時数を弾力的に変更できるよう、授業時間を5分短くし、短縮分を各校が自由に使えるようにすることなどが検討されています。 既に先進自治体では、特例校制度を活用して実施しているところもあるようですが、つくば市でも先日の総合教育会議で話題が出ていましたので今後の進め方を伺います。 また、部活動の地域移行も進んできました。こちらは、つくば市が先進自治体として全国から注目されていますが、新たな課題もいくつか見えてきましたので伺います。 これらの変化の中で子どもたちは何を感じているのか、第4期つくば市教育振興基本計画策定に当たり、子どもたちの意見を聞く、という画期的なアンケートが実施されました。	市長 教育長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
2 人工芝による害について	そこには興味深い意見の数々が見て取れましたが、これをどう基本計画に反映していくのか、という視点で、以下伺います。 (1) 標準授業時数の弾力化について現状と今後の展望 (2) 部活動の地域移行について ア 地域ごとの現状 イ 教員と部活動指導者の連携はどうなっているか ウ 部活動指導者に対する研修はどのように実施されているか (3) 教育振興基本計画策定委員会において実施された小中学生を対象としたアンケート調査の結果について プラスチックによる海洋汚染が世界的な課題になっていることは今や多くの人の知るところとなりました。プラスチックが砕けて5mm以下になったものはマイクロプラスチックと言い、近年では大気中にも拡散していることが明らかになっています。特に1μm以下に砕けたものはナノプラスチックと呼ばれていますが、ナノサイズになるとプランクトンや微生物など、食物連鎖の最下層の生物にも取り込まれやすくなり、生態系及び人体への慢性的な悪影響が危惧されています。粒子が微細になるほど表面積は大きくなるため、ナノプラスチックは環境中の有害化学物質や重金属を付着させやすい性質があります。そのため、有害物質を運ぶ「運び屋」とも呼ばれ、生物への悪影響が心配されています。	市長 教育長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いいたします。

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
	私たちの生活環境にはプラスチック製品が溢れかえっていますが、その中でも人工芝が都市部におけるマイクロプラスチック及びナノプラスチックの代表的な発生源の一つとして注目されています。人工芝は利便性が高い一方、屋外に設置されることが多いため、風雨や紫外線、気温の変化や人の歩行・スポーツ利用による摩耗など、様々な影響にさらされることで劣化が進みやすいという特徴があります。 また、10～15年で張り替えが必要となりますが、素材が複雑なためリサイクルしにくく、多くは産業廃棄物として処理されています。そのため、撤去や処分、再敷設に高額な費用がかかっています。 これらの課題を踏まえ、以下伺います。 (1) 人工芝による害に対する市の認識 (2) マイクロプラスチック及びナノプラスチックの流出抑制について現在の対策状況 (3) 公共施設、特に園や学校など、子どもの生活環境から人工芝を撤去する考えはあるか (4) テニスコートを砂入り人工芝（オムニコト）からハードコートやクレーコートに変えていく考えはあるか (5) 人工芝の害に対して市民への周知はしているか	

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いいたします。



一般質問発言通告書

令和 8 年 2 月 6 日
午後 3 時 30 分 受付
(通告書 2 枚) No. 1

下記の事項について、質問したいので通告します。

令和 8 年 2 月 6 日

つくば市議会議員 様

つくば市議会議員 酒井 泉

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
1 高エネ研南側用地の一括売却の是非と今後の土地利用計画について	(1) 高エネ研南側用地は、「高エネ研南側未利用地土地利用方針」に示されている様に、市民のための土地利用を優先するとの話であったが、守られているか (2) 市民の命を守る防災拠点の計画に問題はないか	市長 担当部長
2 長期のインフラ（社会・経済活動を支える基盤となる施設や設備）整備と市の財政についての基本的考え方について	長期のインフラ（社会・経済活動を支える基盤となる施設や設備）整備と市の財政についての基本的考え方について伺う。	市長 担当部長
3 市長の高額すぎる退職金の問題について	制度改革の必要性について市の見解を伺う。	市長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
4 都市計画道路の妻木金田線がつくば市の担当する箇所の遅延により未開通になっている問題について	これまでの進捗状況と、今後の予定について伺う。	市長 担当部長
5 市長の海外出張について	市長の海外出張の現状と今後の方向性について伺う。	市長 担当部長
6 市役所のガバナンス問題について	(1) 細分化された役職制度の是正 (2) 市民と、市長及び職員との議論の在り方 (3) 働きがいと生きがいのある市役所にするための市の見解を伺う。	市長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いいたします。